

## 5 あひるの高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜防疫措置の概要

熊谷家畜保健衛生所

○留場 寛子・田中 雅子・飯島 雄二

### I 本県のあひる飼養状況

埼玉県では11戸11農場で27,657羽、熊谷家畜保健衛生所管内では4戸4農場で7,324羽のあひるが飼養されている(表1)。

うち県内6戸6農場(A~F)、管内3戸3農場(A~C)は、鴨肉販売会社の契約農場としてあひるの肥育を行っている。鴨肉販売会社は、あひるのヒナを購入し、契約農場であるA~Fの6農場に有償配布、肥育後に買い上げ、自社の食鳥処理場で処理後、肉の販売を行っている。

表1 あひる飼養状況

管内	市町村	戸	羽数(R2)
熊谷家保	行田市	1	2,767
	熊谷市	1	1,600
	神川町	2	2,957
	小計	4	7,324
中央家保	春日部市	3	15,120
	幸手市	1	2,000
	杉戸町	1	2,200
	さいたま市	1	900
	越谷市	1	113
	小計	7	20,333
合計		11	27,657

### II 千葉県あひる農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴う疫学調査

令和3年1月、鴨肉販売会社がヒナを購入していた千葉県あひる農場において、国内37例目、39例目の高病原性鳥インフルエンザ(以下「HPAI」)が発生した。疫学調査により、販売会社を通じて千葉県の発生農場から6農場に、あひるが移動していたことが判明した(図1)。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(以下「指針」)では、「疫学調査により、病性判定日から遡って7日目までに疑似患畜と接触したことが明らかでない家きん」は疑似患畜、「病性判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜と接触した家きん」

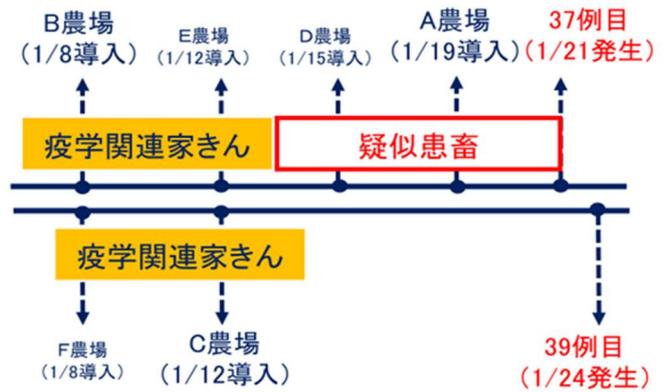


図1 あひる移動状況

は疫学関連家きんとなる。疑似患者と判定された家きんは殺処分後、埋却等による処理、疫学関連家きんは移動制限措置をとる。

疫学調査結果、病性判定日から遡って7日までの間に導入された2農場のヒナが疑似患者と判定され、8日以上21日以内に導入された4農場のヒナを疫学関連家きんと判定した(図2)。

図2 疫学調査結果



### III 疑似患者と判定されたあひるを飼養していたA農場の防疫措置

A農場では、ヒナ舎1棟、肥育舎2棟の3舎であひるを飼養していた。疑似患者となった1月19日導入のヒナ879羽はヒナ舎で隔離飼養されていた。その他のあひるは肥育舎2棟で約1800羽飼養されており、疑似患者と接触していなかったため指針により疫学関連家きんと判定した(図3)。

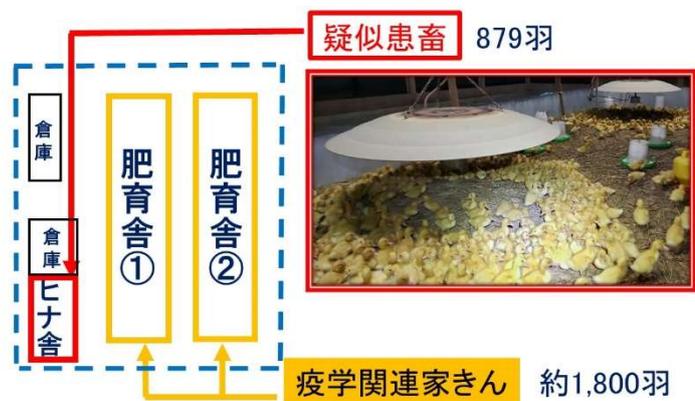


図3 A農場

疑似患者の殺処分は、導入元の千葉県あひる農場の疑似患者確定後、即時行った。1月21日午前1時から炭酸ガスでの殺を開始し、死体の密閉容器への封入を同日午前2時までに完了した。ヒナ舎が密閉された構造であり、施設もできたことから、作業を一旦中断し、以降の作業は午前10時から再開した。農場及び畜舎周辺への消石灰を散布、ヒナ舎で使用していた敷料や飼料など汚染物品の密閉容器への封入、ヒナ舎の洗浄及び消毒を行い、疑似患者に係る農場内の防疫措置は昼の12時に完了させた。密閉容器へ封入した死体及び汚染物品は焼却処分とし、後日、民間の産業廃棄物業者へ搬送した。

### IV 疫学関連家きんと判定されたあひるを飼養していたA、B及びC農場の防疫措置

#### 1 疫学関連家きん以外の家きん等の対応

指針では、「疫学関連家きん飼養農場における、疫学関連家きん以外の移動制限については、国と協議の上、対象物、制限期間を定めること」と規定している。今事例ではあひるが対象家畜であり、HPAIの症状が分かりづらいことから、B及びC農場で飼養されていた疫学関連家きん以外のあひる等も、同様の期間移動制限することとした。

なお、移動制限解除については、指針により「患畜又は疑似患畜接触後、14日後に行う検査で陰性であれば解除」と規定している。今事例では疑似患畜を導入したA農場は防疫措置完了日、疫学関連家きんを導入したB及びC農場は導入日を基準として14日経過後に検査を行った。

2 C農場で飼養していた採卵鶏及び鶏卵の対応

C農場ではあひるを肥育しているほか、採卵鶏も飼養していたため、鶏卵も移動制限の対象となった。そこで、C農場では移動制限解除の検査に先立ち、鶏卵出荷のための検査を実施した。

3 移動制限解除検査及び鶏卵出荷検査

指針により、疫学関連家きんの移動制限解除検査は現地にて臨床検査及びHPAIの簡易検査を行う。また鶏卵出荷のための検査は、現地で臨床検査を行った後、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。なお両検査とも羽数は1家きん舎につき5羽とされている。

表 1 検査内容・変更点

	検査内容	検査羽数
移動制限解除検査	①臨床検査 ②簡易検査 追加 ★血清抗体検査	5羽/家きん舎 ↓ 検査羽数変更 ★13羽/家きん舎
鶏卵出荷検査	①臨床検査 ②遺伝子検査 ③血清抗体検査	

しかし、あひるはHPAIの症状が分かりづらいことから、移動制限解除検査では血清抗体検査を追加するとともに、両検査とも検査羽数を1家きん舎につき13羽に増羽し実施した(表1)。

あひるは初生で導入し、約50～60日齢で出荷となるため、農場には様々な日齢のアヒルが存在している。比較的大きいあひるは鶏と同様、翼下静脈からの採血が可能であったが、導入して日の浅い若齢のあひるは羽根が極端に小さいため採血に時間を要した。しかし、若齢のあひるは足の皮膚が薄く、正中中足静脈を容易に確認ができたため、

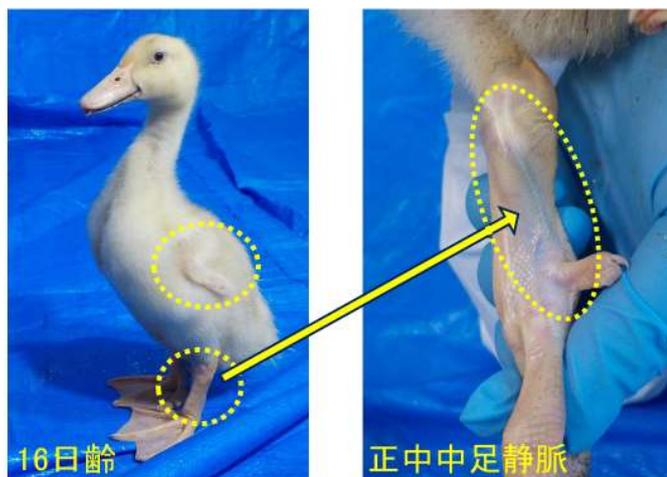


図 4 足からの採血

め、翼下静脈からの採血が困難な個体は足からの採血を実施した(図4)。

あひるは採卵鶏と比べクロアカは非常に小さく、また、くちばしと舌が非常に長い  
ため、気管の確認も慣れないうちは困難であった。

移動制限解除検査及び鶏卵出荷検査の結果、全て陰性が確認されたため、検査翌日  
に制限は解除された。